

国立大学法人・研究開発独法における人件費削減に係る中期目標・計画について

機関名	中期目標	中期計画
<p>A国立大学 (H22.4.1～H28.3.31)</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 ① 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき、人件費削減の取組を行う。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減 ①-1 人件費の計画的削減 □ 総人件費改革の実行計画による平成22年度までの削減目標を達成するとともに、平成23年度までの削減を継続する。</p>
<p>B国立大学 (H22.4.1～H28.3.31)</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 25. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減 63. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>C国立大学 (H22.4.1～H28.3.31)</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人権費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>

<p>D研究開発独法 (H24.4.1～H29.3.31)</p>	<p>Ⅲ業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2. 人件費の抑制</p> <p>事業の見直しによる管理部門の業務縮小等に伴う、職員の計画的合理化を図る。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p>	<p>Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2. 業務の合理化・効率化</p> <p>(略)</p> <p>・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役所員k中予の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p>
<p>E研究開発独法 (H20.4.1～H25.3.31)</p>	<p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>また、総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）」等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする人員の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p>	<p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3. 総人件費改革への取組</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等を踏まえた総人件費改革の取組については、退職に伴う補充の抑制や研究推進体制業務の合理化等により、平成23年度の人員数を平成17年度の人員数に比較して6%以上削減する。なお、人員の範囲は、任期制を含み、以下により雇用される任期制職員（以下、「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期制研究者等」という。）を除く常勤役職員（以下、「総人件費改革対象の常勤役職員」という。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金または受託研究もしくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期制職員 ・国からの委託費または補助金により雇用される任期制研究者 ・運営費交付金により雇用される任期制研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）